

令和8年9月24日

土木部監理課	入札・契約G
担 当	庄田
内 線	5023
外 線	076-225-1712

石川県建設工事請負業者の指名停止について

1 指名停止業者名及び住所

畠中建設（株） 輪島市門前町浦上チー76

2 指名停止期間

令和8年9月24日 から 令和8年12月23日 まで（3箇月）

3 指名停止事由

畠中建設（株）は、令和8年9月16日、奥能登土木総合事務所が実施した「主要地方道穴水門前線 外 道路修繕工事（道路修繕1－3工区）」に係る見積徴収において、建設業法第19条の3（不当に低い請負代金の禁止）にあたる通常必要と認められる原価に満たない金額をもって見積書を提出し、請負契約を締結しようとした。

上記事実は、石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱別表第2第16号に該当すると認められるため、指名停止とする。（土木部入札審査委員会決定）

（参考）

石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱
別表第2（贈賄及び不正行為等に基づく措置基準）

措置要件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1箇月以上 9箇月以内